



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 25 日 (金)
号外第 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 病院局管 理規程	日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正 する規程（6）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
---------------	--

病 院 局 管 理 規 程

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年9月25日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第6号

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程の一部を改正する規程

日本国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規程（平成12年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公権力の行使に携わる職)</p> <p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に対する裁決に関わる事務</p> <p>(3) 略</p> <p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）<u>第8条第1項</u>の規定により置かれる鳥取県病院局及び総務課の長、<u>同条第3項</u>の規定により置かれる理事監並びに<u>同条第4項</u>の規定により置かれる病院の長とする。</p>	<p>(公権力の行使に携わる職)</p> <p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て</u>に対する裁決又は決定に関わる事務</p> <p>(3) 略</p> <p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）<u>第7条第1項</u>の規定により置かれる鳥取県病院局及び総務課の長、<u>同条第4項</u>の規定により置かれる理事監並びに<u>同条第5項</u>の規定により置かれる病院の長とする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。